

入札説明書

1. 入札参加資格

- 1.会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の適用を申請した入札者で、同法に基づく裁判所からの更正手続き開始が決定されていない入札者。
- 2.民事再生法(平成 14 年法律第 225 号)の適用を申請した入札者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始が決定されていない入札者。
- 3.入札に参加しようとする入札者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する入札者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く)。

1.資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 同親会社に所属する子会社同士の関係にある場合

2.人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼務している場合

(ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼務している場合

3.その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合。

2. 応募要領

1.入札書

- 1.入札権利を有するのは、社内規定上決裁権を持つ方のみとなります。
- 2.入札者は、本入札説明書および別添仕様書に基づいて、別添入札書を作成し、下記の提出期限内に提出してください。各入札書の項目に従い、内訳を円貨(消費税抜き)でご記入願います。
- 3.入札書については、別に定める場合を除きこの様式を用いて頂き、必ず別封緘された状態で送付御願います。
- 4.入札書には、精算条項なしの税抜価格を記入し、入札価格に対するオプション価格がある場合のみその理由と内容を箇条書で提案書に新たに項を設けて、具体的なオプション価格を含めて記入頂きたいをお願いします。
- 5.一般管理費の計算方法に関しては、「小数第五位切捨て(注 1)／円未満は切捨て」とし、四捨五入での計算はなさらぬようご注意ください。

(注 1: 具体例)

0.05459635 ⇒ ○0.0545 × 0.05459(切捨てていない) × 0.0546(四捨五入している)

2.提案書

- 1.提案書は、別添提案書雛形をもとに作成頂きたいをお願いします。同雛形は、入札者の評価を公平に行うことを目的にしており、これに則さないで作成された提案書は弊社にて評価しない場合があります。提案書のページ数は、入札者の自由で同雛形ものを変更可能です。また、必要に応じて、提案内容をより具体的・客観的に説明するための資料(製品紹介、パンフレット、比較表、学術論文等)を提案書に添付下さい。この場合、提案書と添付資料の属性を示すためのレファレンス番号を入れて頂きたいをお願いします。
- 2.弊社提案書により、入札価格に含まれる部品名、工数等の詳細を入札者の提案書に含めて頂くことがありますが、提案書には、入札価格、或いは入札価格の詳細を一切記入しないように御願致します(上記(1)のオプション価格の場合を除く)。

3.評価項目一覧

- 1.評価項目一覧は、入札者の提案書に対する弊社の評価項目を纏めたものです。右端の「提案書項番号」及び「提案書ページ番号」欄に、該当する番号を入力の上提出下さい。同雛形には、当方での評価の基本ポイントも記載してあります。

入札説明書

4. 共通事項

1. 提出頂く提案書、評価項目一覧には、入札者氏名、公告番号、件名及び文書番号を明記頂きたいをお願いします。
2. 本件に係わる入札を実施すると判断された入札者は、連絡先(入札担当者名、電話番号、メールアドレス)等を添えて次項の弊社担当者へメールにて通知賜りたくお願いします。
3. 弊社仕様書等に曖昧な箇所があった場合、本入札に係わる質問がある場合は下記弊社担当者とメールにてコンタクトし確認を取って頂きたいをお願いします。弊社は、入札者から提出頂いた提案書は、入札者が弊社仕様書の意図することを全て理解した上で提出されたとして理解します。
4. 開札日の前日までの間において、弊社にて提案書等の審査を行いますので、これらの文書について説明を求められた場合は、これに応じて頂きたいをお願いします。後日、補足資料等の提出を求める場合があります。なお入札結果については、書面にて通知いたします。

5. その他

1. 入札の意思表示をした入札者が、入札を辞退する場合は、別添様式の入札辞退届を弊社へ提出頂きたいをお願いします。
2. 委任状の提出が必要となるのは再入札のみとなります。再入札において、入札者の代理人(受任者)が入札を行う場合は、委任状も入札書と同じ封筒へ入れて頂きたいをお願いします。また、入札書内の代理人印と委任状内の代理人印は、必ず同一のものでお願い致します。
*代理人欄に記載される場合のみ、委任状が必要となります。
3. 見積書は、採択業者に決定した入札者のみご提出いただきますので、同封されないようお願いします。なお、採択業者に提出いただく見積書には、「一般管理比率」「計算方法」の2点を明記いただくこと、一般管理比率が10%を超える場合は、その設定根拠を別途ご説明頂きます。

3. 提案書、入札書等の提出方法

1. 提出方法:

入札関係書類は、郵送等により入札期限内必着で担当者に提出下さい。また、①入札書については、②および③とは別封筒に入れ封緘の上、入札者の氏名及び公告番号、件名を明記して提出頂きたいをお願いします。

*電子媒体は、MS-Word、MS-Excel、MS-Power Point、PDFの何れかをCD等に保管したものの。(パスワード設定の際には書面にて電子データへ添付ください。)

2. 提出文書:

- ①入札書 [印刷物(A4)1部]
- ②提案書 [印刷物(A4)3部及び電子媒体1部]
- ③評価項目一覧 [印刷物(A4)3部及び電子媒体1部]*

3. 提出場所:

〒317-0073 茨城県日立市幸町3丁目1番1号
日立 GE ニュークリア・エナジー株式会社 原子力資材調達部 担当 唐津裕一、小野裕基
(2名共へ事前に御連絡くださいますようお願い致します。)

Tel.: 0294-55-0919, 0294-55-0893

E-Mail: hirokazu.karatsu.wm@hitachi.com, yuki.ono.do@hitachi.com

FAX および電子メールによる提出は受け付けられません。

資料に不備がある場合は審査対象となりませんので、本説明書を熟読の上、ご提出ください。締切を過ぎての提出は受け付けられません。

4. 落札者の決定方法

1. 落札者の決定は、総合評価落札方式で行います。提案書内容と入札金額を添付評価手順書に記載された方法で評価した評価値が最も高かった入札者を落札者と致します。

入札説明書

2.弊社での評価は、提案内容に対する技術基礎点と加点(計 300 点)に、価格評価(計 100 点)を加えた合計 400 点で行います。基礎点との加点に係わる具体的ポイントは、添付の提案書雛形、又は評価項目一覧を参照願います。入札者が 1 社のみの場合、加点評価を実施せず、基礎点と価格のみの評価を行います。評価方法の詳細は別添資料「落札方式及び評価手続きに関する手順書」をご参照願います。これに加えて、会社経営の健全性評価も行い、落札者を決定します。

3.最低価格を提示した入札者であっても、他の入札価格と比較し、非常な低価格であって適正に履行がなされない恐れや公正な取引の秩序を乱すと判断された場合は、低入札価格調査を実施致します。

4.前項の規定による調査の結果、最安値で入札された入札者でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又は、その入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、弊社予算の制限の範囲内の価格をもって入札したその他の入札者のうち、評価の最も高い入札者を落札者とすることがあります。

5.弊社予算制限を満たした価格の入札がない場合は、第 2 次以降の入札を行うこととし、全入札者、或いは、第 1 次入札での弊社評点上位数社へこの旨と再入札日、再開札日を通知します。第 2 次以降の入札を行う場合は、入札者には、入札書を弊社へ訪問し届けて頂きます。また、開札日には、立ち会って頂きたく願います。再度の開札の際に、入札者又はその代理人(様式 3 による委任状を持参要)が立ち会わなかった場合は、第 2 次入札を辞退したものとみなします。代理人の変更を行う場合は、再度、様式 3 を用いて頂きたく願います。

6.落札となるべき同総合評価点の入札をした者が 2 者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定致します。開札が、当該入札者の立ち会いによらずに行なわれる場合には、入札事務に関係のない職員、或いは社外の第三者にくじを引かせるものと致します。

5. その他の事項

1.ご提出戴いた書類は返却いたしませんので予めご了承願います。

2.契約手続きにおいて使用する言語:日本語

3.入札保証金及び契約保証金:全額免除

4.入札の無効:この公告に示した入札参加資格のない入札者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった入札者の提出した入札書、その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効と致します。

5.弊社との取引が初めての落札者は、弊社の取引先認定基準に従い、口座開設・取引先認定の手続きを受けて頂くこととなります。なお、本対応に関する費用の負担はいたしかねますので、ご承知置きくださいませ。

6.落札者は、弊社の必要に応じて、弊社との契約後、落札額の詳細を提出頂くこととなります。

7.本入札説明書も契約文書の一部とします。

以上